

県の責務【条例第3条】	① 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。 ② 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 ③ 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。
--------------------	--

基本的施策 1	情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】	条例が規定する内容	令和3年度～令和5年度の取組概要	令和3年度末時点の取組実績	取組の成果と課題	令和4年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1)		県政情報の手話による発信等						
	【第8条第1項】 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。		① 手話付きテレビ情報番組の制作・放映 テレビ放送により県が提供する情報番組及び同番組の録画配信 (YouTube) において、手話を挿入して配信します。 ② 知事定例記者会見における手話通訳の実施 知事定例記者会見等において手話による通訳を実施します。 ③ 県庁見学等の来庁時における情報保障の確保 県庁見学において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。 ④ みえ出前トークにおける情報保障の確保 みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の確保に努めます。 ⑤ 県のイベント・会議等における情報保障の確保 県が実施するイベントや会議、コマーシャル等において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。 ⑥ 文化施設における情報保障の推進 県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話通訳の活用など、各施設の特徴をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。	・テレビ放送により県が提供する情報番組「県政だより みえ」(15分/月1回放映)、「よしお兄さんの”もっと”パパにみえてきましたね」(5分/週1回放映)及び両番組の録画配信 (YouTube) において、手話を挿入して放映・配信しました。 ・知事定例記者会見に手話通訳を配置しました。 ・新型コロナウイルス感染症に係る県民への呼びかけを行う際には、可能な限り手話通訳を配置しました。 ・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持しました。手話通訳者の利用件数 0件 ・みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の体制を維持しました。手話通訳者の利用件数 2件 ・県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。	・テレビ放送により県が提供する情報番組及び同番組の録画配信において、引き続き、手話通訳を行う必要があります。 ・知事定例記者会見を月2回から週1回に変更しましたが、すべてに手話通訳を配置しました。 ・定例会見にとどまらず、臨時会見や緊急の呼びかけなど、知事会見にはできる限り手話通訳を配置していく必要があります。 ・引き続き、手話通訳を行う体制を維持する必要があります。 ・引き続き、手話通訳を行う体制を維持する必要があります。	・テレビ放送により県が提供する情報番組及び同番組の録画配信 (YouTube) において、手話を挿入して放映・配信します。 ・引き続き、知事定例記者会見に手話通訳を配置します。 ・新型コロナウイルス感染症に係る県民への呼びかけや、臨時的に行う知事会見にも、可能な限り手話通訳を配置していきます。 ・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。 ・みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の体制を維持していきます。 ・県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。	戦略企画部 戦略企画部 戦略企画部 戦略企画部 各部局共通	広聴広報課 広聴広報課 広聴広報課 広聴広報課 ※障がい福祉課で記載 文化振興課

条例が規定する内容	令和3年度～令和5年度 of 取組概要	令和3年度末時点 of 取組実績	取組の成果と課題	令和4年度 of 取組予定	部局名	課名
(続き)	<p>⑦ 選挙における情報保障の推進 政見放送が実施される選挙が執行される場合、手話通訳の付与が可能な制度の周知を図るとともに、円滑な実施に努めます。</p>	<p>・令和3年9月12日執行の知事選挙及び令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者に対し政見放送への手話通訳の付与について働きかけを行いました。また、三重県聴覚障害者協会及び政見放送実施局と連携して、円滑に収録・放送ができるように調整を図りました。</p>	<p>・知事選挙及び衆院選において、すべての候補者の政見放送に手話通訳が付されました。 ・引き続き、政見放送が実施される選挙において、候補者に対し手話通訳の付与について働きかけを行うとともに、円滑な実施に努める必要があります。</p>	<p>・令和4年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、候補者に対し政見放送への手話通訳の付与について働きかけを行いました。また、三重県聴覚障害者協会及び政見放送実施局と連携して、円滑に収録・放送ができるように調整を図りました。</p>	選挙管理委員会	
	<p>⑧ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進 誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。また、新型コロナウイルス感染症対策への配慮やDX（デジタルトランスフォーメーション）による社会変革の動向も把握しながら取組を進めます。</p>	<p>・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を県の新規採用者研修で周知・啓発しました。また、「コロナ禍における思いやりのある行動を考える」をテーマにしたセミナーを開催し、聴覚障がいのある者への手話の利用も含めた介助方法などの啓発を行いました。また、同セミナー参加者へ要約筆記による情報保障を行いました。</p>	<p>・手話の利用を含めた介助方法の啓発とともにわかりやすい情報の提供やユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベント、セミナーの開催、運営に努めました。 ・引き続き、手話の利用を含めたわかりやすい情報の提供やユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進める必要があります。</p>	<p>・県の新規採用者研修等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」等について周知や啓発を図ります。</p>	子ども・福祉部	地域福祉課
	<p>⑨ 手話付き映像作品の製作・貸出 ろう者がさまざまな情報を入手できるよう、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品を拡充するとともに無料貸出を行います。</p>	<p>・手話付き映像作品の無料貸出を行いました。 三重県聴覚障害者支援センター：89件 聾学校：165件（4～6月、8～9月、2～3月はまん延防止重点措置等の期間のため訪問見合わせ） ・手話付き映像作品の製作に取り組みました。 盲ろう者についての啓発動画：5件（盲ろう者自身による手話動画で制作し、三重県聴覚障害者支援センターのホームページで公開）</p>	<p>・手話付き映像作品を拡充する必要があります。</p>	<p>・手話付き映像作品の無料貸出を行います。 ・手話付き映像作品の製作に取り組みます。 ・盲ろう者についての啓発動画</p>	子ども・福祉部	障がい福祉課

条例が規定する内容		令和3年度～令和5年度の取組概要	令和3年度末時点の取組実績	取組の成果と課題	令和4年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等	【第8条第2項】 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。	① 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施 手話通訳者等の派遣や、ろう者からの相談に応じるなど、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施します。 また、令和2年度に導入した遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、広く県民に周知することにより利用促進に努めます。	・相談員を配置して、ろう者からの相談に対応しました。 登録相談員数：10名 相談件数：20件 ・三重県が実施した障がい者相談員等研修に2名が出席しました。また全日本ろうあ連盟が実施したろうあ者相談員研修会に2名が出席しました。 ・難聴・中途失聴者向け手話教室を毎月第1木曜日に開催しました（5～6月、9月、2月はまん延防止重点措置等の期間のため見合わせ）。 ・心のバリアフリーを目的に、盲ろう者のことを知ってもらうための動画を作成し、三重県聴覚障害者支援センターのホームページにて公開しました。 ・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスについて、利用促進に努めました。 遠隔手話相談件数：5件（上の相談件数と重複） 遠隔手話通訳サービス件数：2件	・引き続き、三重県三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施する必要があります。 ・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスの利用促進に努める必要があります。	・相談員を配置して、ろう者からの相談に対応します。 ・日本聴覚障害者ソーシャルワーカー協会などが実施する研修へ積極的に参加し、相談対応力の向上を図ります。 ・関係機関や専門機関との連携を図るとともに、専門知識を有する相談員の登録を呼びかけます。 ・難聴・中途失聴者向け手話教室を開催します。 ・指点字サークルへの支援を行います。 ・聴覚障害者や盲ろう者、県民を対象とした心のバリアフリー教室及び交流事業を開催します。 ・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスについて、利用促進に努めます。	子ども・福祉部	障がい福祉課
	② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討 ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。 また、遠隔手話相談及び遠隔手話サービスについて、実施状況を検証し改善を図ります。	・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスについて、システム提供元が呼びかける情報交換会に出席する等により、実施状況の検証や課題分析をしました。	・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスを有効に利用できる状況を整える必要があります。	・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスについて、定期的の実施状況を検証します。	子ども・福祉部	障がい福祉課	
	③ ICT等を活用した意思疎通支援についての周知・検討 コロナ禍においても情報アクセシビリティの向上にも資するよう、遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービス及び今後導入が予定されている電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について、周知を図ります。 また、行政窓口等における遠隔手話通訳サービスの活用等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。 そのほか、ICT等を活用したサービスの普及促進等により、手話通訳の利用及び手話通訳を支える方々の双方の拡大を図ります。	・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービス等、ICTを活用した意思疎通支援について周知を図るため、市町や関係団体と連携・協力を得て説明会を実施しました。 説明会開催数：7回 ID登録者数：78名 ・電話リレーサービスについて、三重県聴覚障害者支援センターにおいて関係団体や住民への周知を行うとともに、市町に対して説明会や体験会の呼びかけを行ないました。	・ICTを活用した意思疎通支援について、引き続き周知を図る必要があります。	・引き続き、ICTを活用した意思疎通支援について周知を図ります。 ・行政窓口等における遠隔手話サービスの活用等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討を行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課	

条例が規定する内容		令和3年度～令和5年度の実施概要	令和3年度末時点の実績	取組の成果と課題	令和4年度の実施予定	部局名	課名
施策の展開 (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置	【第8条第3項】 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等をはじめとする必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	① 福祉避難所の確保促進 災害時等において、ろう者の手話等による情報・コミュニケーションを支援できるよう、市町に対して、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> 市町担当者会議において、福祉避難所の確保促進に向けての働きかけを行いました。 福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を開催し、発災時において円滑に福祉避難所を開設・運営できるよう、運営マニュアルの策定の促進に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所は全29市町に確保されており、少しずつ増えてきていますが、不足している市町もあるため継続して働きかけを行う必要があります。 発災時において円滑に福祉避難所を開設・運営できるよう、引き続き運営マニュアルの策定の促進に取り組みする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、福祉避難所の確保促進及び、運営マニュアルの策定促進に向け、市町に働きかけます。 	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課
	② 聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進 災害発生時において、要支援聴覚障がい者の安否確認や救援活動を迅速かつ適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者災害支援サポーター研修を3月に実施（2月予定のところ延期）しました。とこわか大会情報支援ボランティアに登録していた方々へも声をかけることで、支援の広がりに努めました。 災害支援サポーター：132名 協定市町と連携し、登録者名簿の更新を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録の更新手続きを進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者災害支援サポーター研修を開催し、登録を推進します。 市町等に聴覚障がい者災害支援サポーターを派遣し、災害時における聴覚障がい者への支援について啓発します。 	子ども・福祉部	障がい福祉課	
	③ 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進及び協定締結市町との連携 災害発生時に聴覚障がい者に対し手話等による支援等を行えるよう、三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進します。 また、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結市町と連携し、要支援者名簿の更新等を進めました。 協定締結市町の協力のもと、聴覚障害者支援の方法等について啓発を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波により特に迅速な避難が必要となる県南部の未締結市町について、協定締結に向けて取り組む必要があります。 協定市町の担当者との連携を密にし発災時の対応を検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結に向けて、未締結市町と協議を進めていきます。 締結市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進めます。 協定市町の協力のもと訓練等に出かけ、聴覚障害者支援の方法等について啓発を進めます。 	子ども・福祉部	障がい福祉課	

**基本的施策
2** 手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

条例が規定する内容	令和3年度～令和5年度 of 取組概要	令和3年度末時点 of 取組実績	取組の成果と課題	令和4年度 of 取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充						
【第9条】 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受け取ることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。	<p>① 手話通訳者等の派遣事業の実施 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。</p> <p>② 手話通訳者の人材育成推進 ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、地域バランスも考慮しながら、手話通訳者養成講座を開催します。</p> <p>③ 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施 登録手話通訳者の確保を推進するため、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。</p> <p>④ 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進 手話通訳の専門化や多様化に対応するため、手話通訳者スキルアップ研修を実施します。また、指導者養成研修会の受講を促進し、手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めます。</p> <p>⑤ 市町等への手話関係情報の提供等 手話奉仕員養成講座を未実施の市町に実施に向けて働きかけるとともに、市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について、手話の学習が途切れないうちに知識及び技術の向上を図り、手話通訳者養成への着実なステップアップとなるよう、県が策定した手話奉仕員スキルアップ講座カリキュラムが、市町で活用されるよう積極的に働きかけます。また、手話を学ぶ人が、手話によるコミュニケーション能力を確認し、活動の目安として活用できるよう、全国手話検定試験に関する情報について、市町等に周知を行います。</p> <p>⑥ 第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けた情報支援ボランティアの養成（国体・全国障害者スポーツ大会局） 三重とこわか大会のリハーサル大会（令和3年5～6月）及び本大会（令和3年10月）の開催に向けて、情報ボランティアの養成講座を実施します。</p>	<p>・市町や企業、団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等の派遣を行ないました。 派遣時間数：1732時間</p> <p>・津会場にて2コースの手話通訳者養成講座（受講期間2年間）を開催しました。 21期生：5名修了 22期生：8名受講中 手話通訳者全国統一試験：受験者23名 合格者6名</p> <p>・試験対策学習会を10回（緊急事態措置期間のため1回中止）実施し、延べ67名の申込がありました。</p> <p>・手話通訳者現任研修を3回（1回は緊急事態措置期間のため中止）実施し、延べ124名の申し込みがありました。 ・養成担当講師連続講座の受講推奨などにより、人材育成を推進します。 リーダー養成（オンライン）：2名 実技編（オンライン）：7名</p> <p>・策定したカリキュラムを用いた手話奉仕員スキルアップ講座の実施を県内市町に働きかけました。 ・カリキュラム実施市町の拡大への取組について、検討を行いました。 ・全国手話検定試験に関する情報について、市町等への周知を行いました。</p> <p>・Zoomによる講師と受講者が双方向の学習を行うことができました。また、希望する県内の手話サークル等へ出前講座を実施しました。</p>	<p>・引き続き市町や企業・団体等からの要請に基づき、手話通訳者等の派遣を行なう必要があります。</p> <p>・登録手話通訳者を確保するため、手話通訳者養成講座を引き続き実施する必要があります。</p> <p>・合格者を増やすため、引き続き試験対策学習会を実施する必要があります。</p> <p>・手話通訳者の技術向上に引き続き取り組む必要があります。 ・養成担当講師のスキルアップを図る必要があります。</p> <p>・2つの市において、スキルアップ講座カリキュラムを活用した講座が実施されました。 ・手話の授業がある高校において、全国手話検定試験の団体受験が実施されました。 ・講師の高齢化が否めない状況であるため、講師養成が必要です。</p>	<p>・市町や企業、団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。</p> <p>・社会情勢を考慮しつつ、引き続き2コース開催します。</p> <p>・昨年度の合格者数の結果もふまえて、改善を図りながら、対策学習会を実施します。</p> <p>・手話通訳者スキルアップ研修の実施や養成担当講師連続講座の受講推奨などにより、人材育成を推進します。</p> <p>・策定したカリキュラムを用いた手話奉仕員スキルアップ講座の実施を県内市町に働きかけます。 ・カリキュラム実施市町の拡大への取組について、検討を行います。 ・全国手話検定試験に関する情報について、市町および教育機関への周知を行います。</p>	子ども・福祉部	障がい福祉課
					子ども・福祉部	障がい福祉課
					子ども・福祉部	障がい福祉課
					子ども・福祉部	障がい福祉課
					子ども・福祉部	障がい福祉課
					地域連携部	スポーツ推進課

基本的施策
3 手話の普及等【条例第10条】

条例が規定する内容	令和3年度～令和5年度 of 取組概要	令和3年度末時点 of 取組実績	取組の成果と課題	令和4年度 of 取組予定	部局名	課名
<p>施策の展開 (1) 県民が手話を学習する機会の確保等</p>						
<p>【第10条第1項】 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。</p>	<p>① 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載 条例の理解促進及び手話の普及を図るため、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、条例の概要や手話に関する情報を掲載するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに手話に関する情報を掲載しました。 ・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに簡単な手話単語の動画を掲載しています。 ・タイムリーな情報発信に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへのアクセス数を伸ばす必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、手話に関する情報発信に取り組みます。 ・よりホームページを見てもらえるよう、内容の拡充やPRに取り組みます。 ・LINEでの情報発信を行いません。 	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<p>② 手話パンフレット等による普及啓発 手話パンフレットなどを活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用した、効果的な手話の普及啓発に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「できるカモン」等を活用したチラシやクリアファイルを市町等に提供し、手話啓発を支援しました。 ・県が実施する手話講座等の際にパンフレットを配布し、普及啓発を図りました。 ・県民向け手話講座にて手話イラストパンフレットやファイルを配付しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に若い人に対して、手話の普及啓発を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「できるカモン」を活用した啓発資料（チラシ・クリアファイル等）を用いて、手話の普及啓発に取り組みます。 	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<p>③ イベント等を活用した手話の普及啓発 次代を担う子どもたちに手話に興味を持ってもらうため、関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策への配慮やDXによる社会変革の動向も把握しながら取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者理解の啓発について、動画を作成し、ホームページに公開しました。 ・様々なイベント等の機会を活用して手話の普及推進を図っていきます。 ・ろう者の理解や手話への興味を持ってもらうための啓発動画を作成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画作成によって、広く啓発を行うことができました。 ・イベント等を活用して手話の普及啓発を行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なイベント等の機会を活用して手話の普及推進を図っていきます。 ・ろう者の理解や手話への興味を持ってもらうための啓発動画を作成します。 	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<p>④ 県民向け手話講座の開催 聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座を開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い方に手話に関心を持ってもらえるよう、県民向け手話講座と学生向け手話講座を計8回実施しました。〔社協（小・中学校）5回、高校2回、専門学校1回〕 ・令和4年1月～3月に予定していた高校と市立図書館は、コロナウイルス感染症により中止となりました。 ・大学のサークル向けにオンラインで実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、幅広い方を対象に手話講座を開催する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、事業者、学生向け手話講座を10回実施します。 	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<p>⑤ 手話サークル団体の情報提供等 地域で活動する手話サークル団体の交流促進や情報交換を図るとともに、県民が手話を学ことができるよう手話サークル団体に係る情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体についての情報提供をホームページ等で行ないました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体等の情報提供を行なう必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話サークル団体の交流促進等をはかりません。 ・県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体についての情報提供をホームページ等で行います。 	子ども・福祉部	障がい福祉課

施策の展開 (2)	県職員に対する手話研修等の実施					
	【第10条第2項】 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。	① 県職員及び市町職員に対する研修の実施 県及び市町の機関において、基本的な手話により、ろう者とコミュニケーションを図ることができるよう、県職員に対する手話研修を実施するとともに、市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します。	・県職員及び市町職員に対する手話研修を5回実施しました。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策として全てオンラインで実施し、47人が受講しました。	・引き続き、県職員及び市町職員に対する手話研修を実施する必要があります。	・県職員及び市町職員に対する手話研修を実施します。 (県庁舎またはオンラインで5回実施予定)	子ども・福祉部
	② 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進 県内の教職員については、オンデマンド型研修(ネットDE研修)「手話入門～コミュニケーションをとるために～」の受講促進に努めます。	・4月に県内関係機関(学校も含む)へ、オンデマンド型研修(ネットDE研修)を紹介する際に、本講座の情報を掲載し配付しました。さらに、夏季に実施した特別支援教育に係る講座においても、本講座の周知を図りました。	・オンデマンド型研修では、本年度30人(3月末時点)の受講がありました。 ・オンデマンド型研修について、様々な機会を通して、紹介したり、受講を推奨したりするなど、引き続き受講をの促進に努める必要があります。	・年度当初の県内関係機関(学校も含む)へ、オンデマンド型研修(ネットDE研修)を紹介する際は、本講座の情報を掲載します。また、特別支援教育に係る講座において、本講座の受講を推奨したり、悉皆研修等集合研修の機会に講座案内のチラシを配付したりするなど、引き続き受講の促進に努めます。	教育委員会	研修・企画支援課 研修推進課

条例が規定する内容	令和3年度～令和5年度の取組概要	令和3年度末時点の取組実績	取組の成果と課題	令和4年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開(3) 幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組促進						
【第10条第3項】 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。	① 手話を学ぶ取組の実施 小中学校において、総合的な学習の時間等を活用して、児童生徒の手話による合唱や演劇、地域の方から手話を学ぶ取組等を実施することにより、児童生徒が手話について理解する機会を確保するよう働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校では、総合的な学習の時間等を活用して、聴覚障がいのある方、手話通訳士、県立盲学校の教員等を講師に迎え、体験学習を実施しました。他にも、聾学校の児童と手話を使ってあいさつをするなどの交流体験を実施するなど、社会教育についての学習に取り組みしました。 ・国語や音楽などの授業の中で、手話についての学習を深めたり、学習してきたことを文化祭等で発表したりしました。 ・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話教室等による体験学習や、文化祭における手話講座に加え、国語科、音楽科などの授業において手話を題材にした学習をするなど、各学校や各市町において、児童生徒が手話を学ぶ様々な取組が進められています。 ・各学校や各市町における好事例等、引き続き情報提供する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間を活用するなど、手話について学習する機会を含めた福祉教育が進められるよう、各市町教育委員会の指導主事等を対象とした会議等で情報提供していきます。 	教育委員会	小中学校教育課
② 手話に関する授業や活動する機会の充実 高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、学校設定科目として手話に関する授業を実施するとともに、ボランティア活動として手話を使った様々な活動の取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校設定科目を開設し、手話に関する授業を実施できるようにする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施します。 ・部活動等において、生徒が手話を使った活動に取り組むよう、働きかけます。 	教育委員会	高校教育課	
③ 手話についての理解啓発の促進 聾学校において、幼稚園・小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進めるとともに、手話の普及促進に係るリーフレット等を活用し、手話についての理解啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間交流を、幼稚園2回、小学部12回、中学部1回、高等部3回、寄宿舎2回（オンラインによる交流を含む）実施し手話についての理解啓発を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度はオンラインのみの交流となりましたが、今年度はこれまでのような対面による交流も実施することができました。 ・引き続き、幼児児童生徒が手話に接する機会を作り、手話についての理解啓発を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、聾学校において小中学校等との交流及び共同学習を計画的、組織的に進めます。 ・交流及び共同学習や様々な教育活動の場面においてリーフレットを活用し、幼児児童生徒が手話に接する機会を作り、手話についての理解啓発を図ります。 	教育委員会	特別支援教育課	
④ 人権学習指導資料の活用 手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料（県教育委員会発行）の教材活用を各学校に働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権に係わる問題に対する取組を進めるため、教職員を対象に人権学習指導資料の活用講座を行いました。同講座に41人の教職員が参加しました。 ・各教科において手話に関する学習が行われるよう、県内の取組事例を市町等教育委員会や小中学校等に紹介しました。 ・年度末に、学校における障がい者の人権に係わる問題を取り上げた人権学習や、各教科の学習内容に関連した、手話への理解を深めるための取組の実施状況を把握し、今後の指導に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習を推進するため、人権学習指導資料の活用や教科学習における取組を促進しました。引き続き、手話への理解を深める取組を促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じ、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習が系統的に行われるよう、各学校が作成している人権教育カリキュラムの改善と人権学習指導資料の活用を促進します。 ・各教科の学習内容に関連した、手話を学習する取組を促進します。 	教育委員会	人権教育課	
⑤ 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催 「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、手話を含めた耳の不自由な人と話す方法等についての授業を実施し、次代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。また、子ども手話教室等を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策への配慮やDXの動向も把握しながら取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を18回開催しました。 ・子ども手話教室（小学生を対象とした県民手話講座）を4回開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進しました。引き続き、学校出前授業等を実施して手話を使いやすい環境づくりを進める必要があります。 ・引き続き、子ども手話教室を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、引き続き「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を開催します。 ・子ども手話教室を開催します。 	子ども・福祉部	地域福祉課 障がい福祉課	

**基本的施策
4** ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

条例が規定する内容	令和3年度～令和5年度 of 取組概要	令和3年度末時点 of 取組実績	取組の成果と課題	令和4年度 of 取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上						
【第11条第1項】 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	<p>① ろう児に対する手話教育の環境整備 聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話自体の学習及び手話による学びの提供に取り組みます。</p> <p>② ICT機器を活用した学習における手話等への配慮 新型コロナウイルス感染症対策や非常変災等による臨時休業等における対応としてICT機器を活用したオンライン教材を提供する際には、手話等の情報保障に取り組めます。</p> <p>③ 教職員に対する研修の実施 聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会や公開講座を実施するなど、計画的な研修を実施します。</p>	<p>・手話により、様々な学びや体験ができるよう、年齢や発達段階に応じた方法及び内容を用いてコミュニケーション力の向上をめざして、手話の学習に取り組みました。</p> <p>・聾学校においてオンラインによる授業等を実施する際には手話等の情報保障に取り組みました。</p> <p>・聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、教職員向け手話研修会を10回実施しました。また、公開手話講座を実施しました。</p>	<p>・学校生活全般を通して、手話の学習及び手話による学習に取り組みました。引き続き、幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備する必要があります。</p> <p>・聾学校においてオンラインによる授業等を実施する際には手話等の情報保障に取り組む必要があります。</p> <p>・手話研修会および公開手話講座では、学校教育や日常会話に用いる手話を中心とした内容を実施し、教職員の手話に関する知識や技術の向上を図りました。引き続き、教職員を対象とした研修を実施し、手話に関する知識や技術の向上を図る必要があります。</p>	<p>・引き続き、聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組みます。</p> <p>・聾学校においてオンラインによる授業等を実施する際には手話等の情報保障に取り組みます。</p> <p>・引き続き、聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施します。 ・聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会や公開講座について、計画的に実施します。</p>	教育委員会	特別支援教育課
					教育委員会	特別支援教育課
					教育委員会	特別支援教育課

施策の展開 (2)	ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等						
【第11条第2項】 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。	① 保護者に対する手話講習会等の実施 聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を31回（初級15回、中級16回）実施するとともに、保護者からの手話の相談について支援を行いました。	・保護者を対象とした手話講習会では、より参加しやすい形式として初級・中級と内容を分けて実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました。引き続き、保護者への手話に関する相談及び支援を継続して実施する必要があります。	・引き続き、聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。 ・保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	教育委員会	特別支援教育課	
施策の展開 (3)	聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保						
【第11条第3項】 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。	① 乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を31回（初級15回、中級16回）実施しました。 ・乳幼児の保護者への手話に関する支援として、親子活動や保護者の子どもに対する望ましい接し方等について個別の相談を実施しました。	・保護者を対象とした手話講習会及び個別の相談を実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました。引き続き、保護者を対象とした教育相談等を継続して実施し、保護者の手話に関する学習の機会を確保する必要があります。	・引き続き、聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。	教育委員会	特別支援教育課	
	② 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等 三重県立子ども心身発達医療センター難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児の保護者を対象に手話学習会を実施するなど、聴覚障がいのある乳児とその保護者への支援の一環として手話の普及に努めます。また、聴覚障がいのある乳幼児への適切な支援が行えるよう、保健福祉・医療機関等の職員に対して手話に関する理解の促進を図ります。	・三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児（0歳児）の保護者を対象とし、0歳児集団療育グループ「つくしんぼ」において、7回の手話学習会を開催しました。	・聴覚障がいのある乳児の子育てにおいて、手話が親子関係を築く一助となることから、手話に関する学習機会を確保する必要があります。	・三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児とその保護者への支援の一環として手話の普及に努めます。	子ども・福祉部	子ども心身発達医療センター障がい福祉課	

**基本的施策
5** 事業者への支援【条例第12条】

条例が規定する内容	令和3年度～令和5年度 of 取組概要	令和3年度末時点 of 取組実績	取組の成果と課題	令和4年度 of 取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1) 事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援						
【第12条】 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。	① 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣 県内各ハローワークが実施する障がい者就職面接会において、手話通訳者の派遣を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・10月から11月の県内の障がい者就職面接会（四日市、鈴鹿）に、手話通訳者の派遣を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職面接会において、手話通訳のサービスを提供したことで、企業とろう者のマッチングにつなげることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県が共催する障がい者就職面接会への手話通訳者の派遣を行い、開催を支援します。 	雇用経済部	雇用対策課
	② 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知 労働局やハローワークと連携し、様々な機会を通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図るとともに、併せて三重県手話言語条例や合理的配慮の一例としての手話の使用について周知を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支援施策について周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・三重労働局と連携して企業を対象に開催するセミナーを開催し（3月9日）、資料として、手話言語条例に関する資料を配布しました。 ・メールマガジンを活用し、合理的配慮の提供の義務化について周知しました。 ・ステップアップカフェ「だいたい食堂」で手話ポスター掲示、チラシ配布を行い、県民・企業への理解促進を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナーでの周知の手法に工夫をこらす必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、労働局等と連携し、雇用の分野における合理的配慮の一例としての手話の使用について、周知を図ります。 	雇用経済部	雇用対策課
	③ 観光施設等における情報保障の推進 バリアフリー観光を推進するため、関係機関と連携のうえ、バリアフリー観光に係る実態調査を行うとともに、県内の観光施設、宿泊施設に対して、聴覚障がいのある方々とのコミュニケーションのとり方や手話通訳者の紹介等のアドバイスをを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設1施設、観光施設2施設、体験施設2施設を対象に、聴覚障がいの方々への対応状況等に関する実態調査を行うとともに、施設管理者に対し、手話通訳をはじめ、口話・筆談なども含め、コミュニケーションの方法やポイントについてアドバイスをを行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー観光をさらに推進するため、引き続き、宿泊施設や観光施設等に対する実態調査、施設管理者へのアドバイスに取り組む必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に引き続き、県内の宿泊施設等を対象に、聴覚障がいの方々への対応状況等に関する実態調査を行うとともに、施設管理者に対し、手話通訳をはじめ、口話・筆談なども含め、コミュニケーションの方法やポイントについてアドバイスをを行います。 	観光局	観光政策課
	④ 福祉サービス事業所等に対する周知の推進 障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に対して、福祉従事者研修など様々な機会を通して、ろう者へのサービス提供時等における、手話の使用等に関する合理的配慮について周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県手話言語条例や厚生労働省が公表している「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」などを、障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所向けのホームページで紹介し、合理的配慮の実施について周知を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所に対して、引き続き周知を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、合理的配慮の実施について、周知を図ります。 	子ども・福祉部 医療保健部	障がい福祉課 長寿介護課
	⑤ 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知 医療機関検索サイト「医療ネットみえ」において、「手話による対応」ができる医療機関を表示し、周知を図ります。また、全国統一の医療機関検索システムの検討においては、手話対応可能な医療機関が表示検索できるシステムの構築を働きかけていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、システムでの表示項目として維持管理し、医療機関に対して周知を図ることで、手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めます。 ・将来的に、全国統一の医療機関検索システムに移行していくことが検討されており、県としても当該情報が表示検索できるシステムの構築を働きかけました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話対応が可能な医療機関は、令和4年3月末時点で24機関となっています。現状として当該情報の提示は、医療機関の任意であることから、引き続き医療機関に対して周知し、協力を得ていく必要があります。 ・全国統一の医療機関検索システムにおいても当該情報が検索できることが確認できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、システムでの表示項目として維持管理し、医療機関に対して周知を図ることで、手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めます。 	医療保健部	医療政策課

基本的施策 6 手話に関する調査研究の推進【条例第13条】		令和3年度～令和5年度 of 取組概要	令和3年度末時点 of 取組実績	取組 of 成果と課題	令和4年度 of 取組予定	部局名	課名	
施策の展開 (1)	ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等							
	【第13条】 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。	① 手話に関する調査研究への協力 ろう者や手話通訳者等の関係団体が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。	・令和3年開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会における手話表現について、ボランティア等への周知に取り組みました。（担当：全国障害者スポーツ大会課）	・三重とこわか国体・三重とこわか大会（中止が決定）に向けてまとめられた手話表現について、ボランティア等へ周知ができました。今後も他のイベント等で有効活用されるよう、普及に協力する必要があります。 ・引き続き、手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力する必要があります。	・三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けてまとめられた手話表現について、他のイベント等で有効活用されるよう、普及に協力します。 ・新たな手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。	子ども・福祉部	障がい福祉課	

[数値目標の現状]

関連施策番号	項目	令和2年度 (年度末)	令和3年度 (年度末)	目標値 (令和5年度)
◎1	災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町の数	11市町	11市町	14市町
◎2	登録手話通訳者数（県）	113人	111人	125人
◎1 ◎2	手話通訳者の派遣件数（県） ※1	472件	462件	900件
◎3	手話に触れたことのある子どもの割合 ※2	72.9%	78.4%	80%
◎3 ◎4	聾学校における保護者向け講習会の参加者数（累計）	1,531人	1,903人	2,200人